



つくろうよ
事故なし
笑顔の鳥取県

年末の 交通安全県民運動

令和元年
12月12^木・21^土

運動の 重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- 高齢運転者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

12/16(月)「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱 鳥取県交通対策協議会

年末の交通安全県民運動実施要綱

目的

この時期は、一年を通じて最も日暮れが早く、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。

このようなことから、夕暮れから夜間における反射材用品の普及啓発や、前照灯の早期点灯、また、飲酒運転の根絶等を推進するなど、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図りましょう。

重点

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- 4 高齢運転者の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

期 間 令和元年12月12日（木）から21日（土）までの10日間

交通安全日 12月16日（月）
交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

スローガン つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

【歩行者・自転車利用者は】

- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 自転車前照灯の点灯とヘルメットを着用し、一時停止や安全確認等を実践し安全に利用しましょう。
- 自転車の点検整備と、万が一の事故に備えて自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



【運転者は】

- 夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車が見えにくくなるので、前照灯を早期点灯し、安全な速度で通行するなど、ゆとりのある運転に努めましょう。
- 夜間は、対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）を適切に使用しましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 各種会合や回覧板等を利用して、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発していることを周知し、外出時の反射材用品の着用等を呼びかけましょう。
- 児童・生徒に対し、反射材用品や明るい目立つ色の服装などの着用効果等を理解させる交通安全教室等を開催しましょう。
- 下校時には、交通安全ボランティア、学校関係者等と連携し、学校周辺や通学路での交通安全指導等を推進しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 街頭活動等を通じて、歩行者や自転車利用者に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進しましょう。
- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間の走行用前照灯（ハイビーム）の適切な活用について、広報啓発しましょう。
- 自転車安全利用五則を遵守した、ヘルメットの着用・前照灯の点灯等や損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。



自転車乗車時はヘルメットを着用しましょう。

2 飲酒運転の根絶

【運転者・その周りの人は】

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒を伴う会合等には公共交通機関を利用しましょう。また、飲酒運転の車への同乗はやめましょう。
- グループで自動車により飲食店等へ行く場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

【家庭・地域では】

- 家庭や地域の会合等では、飲酒運転の危険性・悪質性、事故の悲惨さ・責任の重大さなどについて話し合い、飲酒運転は絶対しないこと徹底しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車で行かないよう、お互いに声を掛け合い飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を勧めないようにしましょう。

【酒類提供者は】

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。



【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用した、飲酒運転を「しない・させない・許さない」という意識を定着させる広報啓発を推進しましょう。
- 職場等では、朝礼や会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性、飲酒運転事故の悲惨さなどを周知するほか、飲酒運転をさせない運転者教育を促進しましょう。
- 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進を図りましょう。

3 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

【運転者は】

- 70歳以上の運転者は、高齢者マークの表示に努め、走行中は標識や標示をよく見て運転しましょう。他の運転者は、高齢者マーク表示車に対して思いやり運転を心がけましょう。
- 通学路や生活道路等で高齢者、子ども及び障がい者を見かけたら、スピードを落とすなど思いやり運転を心がけましょう。

【高齢者・子ども・障がい者は】

- 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、横断中も左右をよく確認しましょう。また、道路への飛び出しや車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 高齢者自身が身体機能の変化を認識し、道路の横断などでは十分に安全確認し、無理な横断はやめましょう。



【家庭・地域・学校等では】

- 通学路や園児等が日常的に集団で移動する道路等における保護・誘導活動を実践しましょう。
- 道路や歩道等で困っている高齢者、子ども及び障がい者には積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- 高齢者、子ども及び障がい者が出かけるときは、交通事故に遭わないよう道路の横断方法、信号を遵守することや車に注意するよう声かけしましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用し、高齢者（高齢運転者含む）、子ども及び障がい者に対して「ゆずり合い、思いやり運転」を推進するため、広報啓発を図りましょう。
- 朝礼等では、高齢者、子ども及び障がい者の特性を周知し、思いやり運転の実践、横断歩道での歩行者優先について指導しましょう。

4 高齢運転者の交通事故防止

【運転者は】

- 70歳以上の運転者は高齢者マークの表示に努めましょう。
- アクセルとブレーキの踏み間違いに注意し、一時停止や信号等の交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。
- 参加体験型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受け、身体機能の変化を認識し、安全運転に努めましょう。
- 車を運転中は、標識や表示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。



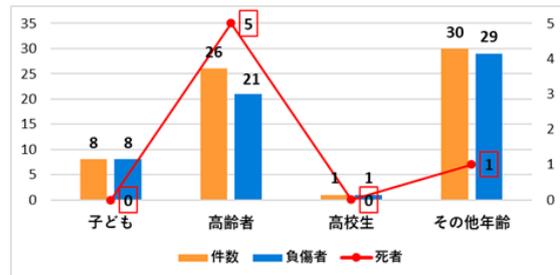
【家庭・地域では】

- 身近に起こった交通事故や道路の通行方法について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することを確認しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している自動車への幅寄せ、急な進路変更等せず、思いやり運転の実践等を周知徹底しましょう。
- 高齢運転者に対して、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの広報啓発を推進しましょう。
- 被害軽減（自動）ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載されたセーフティ・サポートカーS（サポカーS）の普及促進を図りましょう。

年齢別歩行者事故発生状況(R1.9月末現在)



5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【運転者は・同乗者は】

- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう。
- 子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを正しく着用する習慣をつけましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 回覧板・掲示板等を活用し、シートベルトとチャイルドシートの必要性和着用効果について啓発に努めましょう。
- 児童・生徒等に対し、車に同乗するときはシートベルトとチャイルドシートを必ず着用するよう指導しましょう。
- 自動車で出かける家族に、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声掛けしましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果について、広報啓発活動を推進しましょう。
- 朝礼等を通じて職員・従業員等に対し、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について指導し、着用を徹底させましょう。
- 高速バス、貸切バス等の事業者は、乗客に対する座席のシートベルト着用を徹底しましょう。

チャイルドシートの着用率(R元年)

県別	着用率
山口県	82.9%
広島県	81.4%
岡山県	79.0%
鳥取県	77.1%
島根県	66.0%
全国平均	70.5%

